

令和 2 年度第 9 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和 2 年 12 月 7 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 33 分

2. 開催場所 三次市役所 6 階 601, 602 会議室

3. 出席委員(19 人)

1 番	有重 貢	2 番	池本 秀雄	3 番	上田 憲昭	4 番	大前 万寿美
5 番	加藤 好隆	6 番	河本 研二	7 番	木原 孝行	8 番	寺重 茂晴
9 番	橋本 正二	10 番	橋本 洋資	11 番	林 敏明	12 番	平尾 敏之
13 番	廣瀬 勝秀	14 番	福田 博之	15 番	松山 和登	16 番	箕田 英紀
17 番	向井 泰治	18 番	横田 和彦	19 番	吉森 法和		

4. 欠席委員(0 人)

5. 議事日程

報告第 29 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

報告第 30 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）

報告第 31 号 非農地証明願承認

報告第 32 号 農地転用（農業用施設）届出

議案第 43 号 農地法第 3 条

議案第 44 号 農地法第 4 条第 1 項

議案第 45 号 農地法第 5 条第 1 項

議案第 46 号 農用地利用集積計画

議案第 47 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係 長 只今から令和 2 年度第 9 回三次市農業委員会総会を開会いたします。
まず橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

（橋本会長 あいさつ）

係 長 それでは会議に入ります。

これからは三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により会長が総会の進行を行います。

議 長 それでは規定により私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。

只今の出席委員は 19 人です。よって総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に吉森委員、有重委員の両名を指名いたします。

それでは令和 2 年度第 9 回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について事務局から説明を求めます。

係 長 それでは本日の議事日程についてご説明いたします。
報告案件が報告第 29 号から報告第 32 号までの 4 件です。
議案が議案第 43 号から議案第 47 号までの 5 議案です。
慎重にご審議のうえご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 議事日程に従い報告第 29 号から報告第 32 号について事務局から順次説明を求めます。

係 長 報告第 29 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 8 件ご報告します。
内容は 11 月 10 日までに利用権設定の解約の申出があったものです。
詳細については議案書をご一読ください。

報告第 30 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 13 件ご報告いたします。

内容は 11 月 10 日までに相続等による所有権移転の届出があったものです。
詳細については議案書をご一読ください。

報告 31 号「非農地証明願承認」について 4 件ご報告いたします。

申請番号 18, 申請地が●●●●, 非農地となった理由は, 1 筆目は平成 7 年以前から耕作放棄, 原野化し現在に至っています。

2 筆目は昭和 30 年頃から耕作放棄, 山林化し現在に至っています。

申請番号 19, 申請地が●●●●, 非農地となった理由は平成 13 年から耕作放棄, 原野化し現在に至っています。

申請番号 20, 申請地が●●●●, 非農地となった理由は昭和 42 年頃に居宅等を建築, 宅地化し現在に至っています。

申請番号 21, 申請地が●●●●, 非農地となった理由は昭和 60 年 3 月頃から耕作放棄, 原野化し現在に至っています。

報告第 32 号「農地転用（農業用施設）届出」について 1 件ご報告いたします。

申請番号 8, 届出地が●●●●, 面積が 151 m²の内 77 m², 届出人が●●●●さん, 内容は農機具庫の建築です。

報告については以上です。

議 長 報告第 29 号から報告第 32 号を報告いたしました。
報告 4 件について質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議 長 (会長)

続いて議案第 43 号「農地法第 3 条」について審議に移ります。

最初の申請番号 50 は私に関する議案ですので, 農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定に基づき箕田会長職務代理者に議長を交代します。

議 長 (会長職務代理者)

では, 会長の職務を代理し, 議長となり議事を進行します。

申請番号 50 は橋本会長に関する議案です。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、橋本会長は議事に参与できませんので退席をお願いします。

(橋本会長 退席)

議 長 (会長職務代理人)

議案第 43 号「農地法第 3 条」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 13 件、ご説明申し上げますのでご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 50, 申請地が●●●●, 面積の合計が 7,908 m², 譲受人が●●●●さんで経営面積は 1,721 m²です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 (会長職務代理人)

地元委員の意見はありませんか。

委 員 本件は経営継承のため生前贈与されるものです。

譲受人は新規営農者として家族と一緒に酪農を中心に農業を営まれてきています。これからも今までどおり譲り受けた農地を管理、耕作されます。

審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 (会長職務代理人)

異議なしと認め申請番号 50 を決めます。

それでは橋本会長に入室いただいでください。

(橋本会長 着席)

議 長 (会長職務代理人)

申請番号 50 は異議なしと決したことを報告します。

では橋本会長に議長を交代します。

議 長(会長)

引き続き審議を進めます。

申請番号 51 の説明を求めます。

係 長 申請番号 51, 申請地が●●●●, 面積の合計が 10,233 m², 譲受人が●●●●さんで経営面積は 11,953 m²です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲渡人と譲受人は親子です。

譲渡人は高齢であるため、長男の譲受人に生前贈与することとされました。

譲受人は以前から申請農地を耕作されており、今後も全ての農地を適切に管理、耕作されることが見込まれます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 51 を決めます。

次に申請番号 52 の説明を求めます。

係 長 申請番号 52, 申請地が●●●●, 面積の合計が 2,729 m², 譲受人が●●●●さんで経営面積は 34,561 m²です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請人は 20 年近く申請地を耕作、管理されています。

和牛を 13 頭飼育され、地域の担い手として幅広く活躍されており、問題ないものと思われま。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 52 を決めます。

次に申請番号 53 の説明を求めます。

係 長 申請番号 53, 申請地が●●●●, 面積が 1,060 m², 譲受人が●●●●さん、親権者●●●●さんと、●●●●さんで経営面積は 6,975 m²です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお本件は、譲受人を●●●●さん、親権者●●●●さんとして令和 2 年 10 月 5 日付けにて許可したのですが、所有権移転登記に当たって親権者が 2 名必要であるとの法務局の指導を受け、改めて申請がなされたものです。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委員 先ほど事務局から説明があったとおり 10 月の総会で承認し、許可となっている案件です。

法務局からの指導で親権者を複数名として再度申請されたものです。
審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 53 を決めます。
次に申請番号 54 の説明を求めます。

係長 申請番号 54、申請地が●●●●、面積が 201 m²、譲受人が●●●●さんで経営面積は 4,431 m²です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲渡人は高齢で申請地は飛び地になっています。
近くに住まわれている譲受人が買い受けることとなりました。
譲受人は近くの農地を耕作されています。
営農に必要な農業機械を保有されています。
農業に従事する時間、能力を要しており、農地の効率的な利用が確実に行われると見込まれます。
また農地法第 3 条第 2 項各号に該当していません。
審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 54 を決めます。
次に申請番号 55 の説明を求めます。

係長 申請番号 55、申請地が●●●●、面積が 197 m²、譲受人が●●●●さんで経営面積は 4,063 m²です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 本件は譲渡人が高齢であり農業ができないため、譲受人が農地を購入することとなりました。

譲受人は営農の経験はありませんが、近隣から指導を受けて技術を取得し、野菜を作られます。

現在、本年4月に購入された隣の農地を整備中で、今後の効率的な利用が確実に図られると見込まれます。

営農に必要な機械は順次購入されていく計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しません。

審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号55を決します。
次に申請番号56の説明を求めます。

係長 申請番号56、申請地が●●●●、面積の合計が5,597㎡、譲受人が●●●●さんで経営面積は62,871㎡です。

本件は別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲渡人と譲受人の取引は今回が3回目で、最後になるのではと思われます。
譲受人は現地で牧場を経営され、ジャージー牛を飼育し搾乳をされたり肉にされたりしています。

現在は申請地を借り受けて放牧をされています。

今後も従来どおり活用されるため、農地法第3条第2項各号に該当することはありません。

審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号56を決します。
次に申請番号57の説明を求めます。

係長 申請番号57、申請地が●●●●、面積が464㎡、譲受人が●●●●さんで経営面積は9,198㎡です。

本件は別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 申請地は譲渡人が相続されましたが遠方に住まれ耕作できないため、譲受人が譲り受けることとなりました。

現在も譲受人が畑として耕作、管理をしており、保有されている農地を全て耕作されており問題ないものと思われます。

審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 57 を決めます。
次に申請番号 58 の説明を求めます。

係長 申請番号 58、申請地が●●●●、面積の合計が 6,430 m²、譲受人が●●●●さんで経営面積は 6,430 m²です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲受人と譲渡人は親子で、息子さんが地域に帰られ同居されています。
生前贈与されたいということです。
本件の権利取得によって周辺の農地の効率的な利用に支障はないと考えられます。
審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 58 を決めます。
次に申請番号 59 の説明を求めます。

係長 申請番号 59 の土地の一部について申請が取り下げられましたので、恐れ入りますが議案書の訂正をお願いします。

取り下げられた申請地は上から 3 筆目の●●●●です。

抹消をお願いします。

これに伴い申請地の集計についても次のとおり訂正をお願いします。

田については変更ありませんが、畑が 2 筆で 336 m²、計が 8 筆で 12,129 m²です。

申請番号 59、申請地が●●●●、面積の合計が 12,129 m²、譲受人が●●●●さんで新規営農です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲渡人は居住地が遠く、今まで地域の営農者に農地を耕作してもらっていましたが、契約が終了するため農地を譲りたいと考えていたところ、会社を経営し農業に新規参入したいと考えられていた譲受人と話がまとまり申請をされます。

譲受人は実家が稲作を家族で行っており、知識と経験は一通りあるそうです。

農機具は当面実家の機械とレンタルで対応され、必要な機械をそろえていかれるそうです。

圃場の管理もきちんとされるということですし、多面的機能等の共同活動にも参加され、耕作、管理されるものと思われれます。

来月末には地域の方との話し合いの場も持たれる予定です。

審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありますか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 59 を決めます。
次に申請番号 60 の説明を求めます。

係長 申請番号 60、申請地が●●●●、面積の合計が 1,922 m²、譲受人が●●●●さんで経営面積が 6,603 m²です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありますか。

委員 譲渡人は遠方に居住され耕作困難となり、譲受人は申請地に近く、双方の意向で移転申請されるものです。

譲受人の農地は全て耕作され取得後も耕作されるものと思われれます。

審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありますか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 60 を決めます。
次に申請番号 61 の説明を求めます。

係長 申請番号 61、申請地が●●●●、面積の合計が 2,556 m²、譲受人が●●●●さんで経営面積が 9,069 m²です。

本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありますか。

委員 譲受人は現在、申請地を利用権設定し稲作されています。
今回、譲渡人の意向で所有権移転をされます。
移転後も稲作をされることが見込まれます。
申請地を含め農地は全て耕作されており問題ないものと思われます。
審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 61 を決めます。
次に申請番号 62 の説明を求めます。

係長 申請番号 62 の土地の一部について申請が取り下げられましたので、恐れ入りますが
議案書の訂正をお願いします。
取り下げられた申請地は、上から 8 筆目の●●●●から次の 25 ページ末尾の●●●●
●までの 10 筆です。
それぞれ抹消をお願いします。
これに伴い申請地の集計についても次のとおり訂正をお願いします。
田が 4 筆で 4,053 m²、畑が 3 筆で 727 m²、計が 7 筆で 4,780 m²になります。
申請番号 62、申請地が●●●●、面積の合計が 4,780 m²、譲受人が●●●●さんで
経営面積が 6,160.88 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しない
ため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 申請地は長年、譲渡人が耕作されてきましたが、近年、高齢や病気のため耕作でき
なくなり後継者もいなく、申請地の管理も困難であるため、近隣に嫁がれている譲受
人への所有権移転を希望されました。
審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 43 号「農地法第 3 条」については、申請番号 50 から申請番号 62 までを異議
なしと決めます。
議案第 44 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第 44 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について申請番号 19 は
保留とします。

理由は農振農用地区域の用途区分変更手続きが間に合わないためです。

議長 議案第 45 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第 45 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 7 件、ご説明申し上げますのでご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 47 は申請を取り下げられました。

理由は別の転用事業者が譲受人になることとなったためです。

議長 申請番号 48 から申請番号 50 は別事業ではありますが、申請地が近接しており、かつ同一事業者による同種の事業であり、関連が認められるため合わせて議案としたいと思います。

事務局から一括して説明してください。

係長 申請番号 48 から申請番号 50 の譲受人が●●●●●，内容は太陽光発電設備の設置です。

申請番号 48，申請地が●●●●●，面積の合計が 1,971 m²です。

申請番号 49，申請地が●●●●●，面積の合計が 765 m²です。

申請番号 50，申請地が●●●●●，面積の合計が 2,101 m²です。

本 3 件の申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 申請番号 48，譲渡人は遠方に住まれ実家も無くなり、20 年近く耕作されていませんでした。

近隣への迷惑も考え譲受人と話がまとまり申請されました。

農地は、南側に道と排水路があり、道と排水路で区分され他への影響はありません。

申請番号 49 は、雨水は自然流下、南側に排水路があるため、そちらへ排水されます。

申請番号 50 は、何年も耕作されていません。

周辺に耕作されている農地もありません。

雨水は東と西に自然流下と水路へ排水、汚水は発生しないので問題ありません。

各申請地とも砕石を敷かれ年 2～3 回草刈りをされます。

近隣農地所有者へ転用計画の概要を説明され承諾されています。

審議のほどよろしくお願いいたします

議長 これに対し異議はありませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 48 から 50 を決めます。

次に申請番号 51 の説明を求めます。

係長 申請番号 51，申請地が●●●●●，面積の合計が 773 m²，譲受人が●●●●●，内容は

宅地分譲です。

申請地は都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 申請地は周囲が全て住宅街で農地に接していません。
宅地分譲として4区画整備されます。
排水は下水道へ接続され近隣への影響はありません。
審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号51を決します。
次に申請番号52の説明を求めます。

係長 申請番号52、申請地が●●●●、面積の合計が68.96㎡、譲受人は●●●●さんで
内容は家庭菜園です。
申請地は都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。
以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲受人は敷地が狭く庭がないため、北側の隣接地を購入して家庭菜園を作りたいと
考えられました。
申請地の南側は譲受人の居宅、北側と東側は畑、西側は市道、側溝となっています。
雨水は自然流下、工事不要です。
周りに影響がないため防除措置はされません。
審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号52を決します。
次に申請番号53の説明を求めます。

係長 申請番号53、申請地が●●●●、面積の合計が2,390㎡、譲受人が●●●●、内容
は建売住宅の建築です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であること
から、第2種農地と判断されます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲渡人は高齢で体調も悪く耕作できず後継者もないため、譲受人との話がまとまり申請されました。

申請地に8区画の住宅を建てたいということです。

申請地は道路に対して両隣は宅地で、奥は高台で墓地及び荒地になっています。

排水は河川に向け用水路兼道路側溝に流しますが、下流には農地はありませんので影響はありません。

審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありますか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数，異議なしと認めます。

議案第45号「農地法第5条第1項」について申請番号48から申請番号53を異議なしと決めます。

議案第46号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第46号「農用地利用集積計画」についてご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により，農用地利用集積計画を策定したいのでご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

41ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

農地中間管理権の取得を伴わない貸借権設定が4件で6,626㎡，農地中間管理権の取得を伴う貸借権設定が18件で58,310.4㎡，合計が22件で64,936.4㎡です。

各申請については議案書をご一読ください。

議長 質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは議案第46号「農用地利用集積計画」について異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数，異議なしと認めます。

議案第46号「農用地利用集積計画」について承認することに決めます。

議案第47号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第47号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」についてご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について，適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳を説明します。

1 件目、向江田地区で作成されている人・農地プランに基づき、担い手である株式会社福田農場に、農地 3 筆 6,679 m²、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

2 件目、向江田地区で作成されている人・農地プランに基づき、担い手である株式会社 vegeta に、農地 2 筆 2,871 m²、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

3 件目、向江田地区で作成されている人・農地プランに基づき、担い手である株式会社 vegeta に、農地 3 筆 2,113 m²、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

4 件目、三良坂町内において担い手である株式会社 vegeta に、農地 4 筆 3,926.4 m²、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

5 件目、向江田地区で作成されている人・農地プランに基づき、担い手である株式会社 vegeta に、農地 4 筆、3,947 m²、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

6 件目、志和地地区において担い手である藤谷祐司さんに、農地 2 筆 3,056 m²、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

7 件目、甲奴町本郷・西野地区で作成されている人・農地プランに基づき、農事組合法人広島中央農産に、農地 25 筆、36,543 m²、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

8 件目、甲奴町本郷・西野地区で作成されている人・農地プランに基づき、農事組合法人広島中央農産に、農地 1 筆、1,384 m²、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 議案第 47 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 47 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について承認することに決めます。

以上で本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて役員会の報告をお願いします。

(役員会報告)

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(一般報告)

委員の皆様から何かございますか。

以上で本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回の総会は 1 月 5 日 (火) 午後 1 時 30 分から、本日と同じく三次市役所 6 階 601 会議室及び 602 会議室で開催する予定です。

以上で令和 2 年度第 9 回農業委員会総会を終了します。